

建築士事務所の監督処分情報

処分年月日	名称	所在地	開設者の氏名	建築士事務所の別	登録番号	監督処分の内容	監督処分の原因となった事実
平成30年2月9日	株式会社プライムハウス 二級建築士事務所	秋田市仁井田本町3-12-32	株式会社プライムハウス 代表取締役 佐藤 宏	二級建築士事務所	第16-10B-0340号	建築士事務所の閉鎖4月 (平成30年3月1日から 平成30年6月30日まで)	建築士事務所の開設者が、設計及び工事 監理受託契約において、建築士法第24条 の7第1項の規定による重要事項の説明等 及び建築士法第24条の8第1項の規定によ る書面の交付を行わなかった事案が複数 あった。